

法令および定款に基づくインターネット開示事項

内部統制システムの整備に関する基本方針 および運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

第221期（2020年4月1日～2021年3月31日）

東京瓦斯株式会社

事業報告の「内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（www.tokyo-gas.co.jp）に掲載し、ご提供しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針および運用状況の概要

I. 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、2019年2月22日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりいたしました。

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の基盤として、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- ② 「法令」、「経営理念」、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守を図るため、当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するための審議・調整機関として、「経営倫理委員会規則」に基づき経営倫理委員会を設置する。
- ③ 経営の監督機能と執行機能の分離を明確にし、取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適切な数の社外取締役を選任すると共に、執行役員を置く。
- ④ 経営の客観性・透明性を確保するため、役員報酬等について審議する諮問機関として、社外取締役、社外監査役、当社取締役で構成する諮問委員会を設置する。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定する。
- ⑥ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負う。
- ⑦ 「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」を定め、当該規則に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- ⑧ 「インサイダー取引防止および適時開示規則」を定め、当該規則に基づき、当社および子会社におけるインサイダー取引を防止すると共に、証券取引所の「有価証券上場規程」で上場会社に要請されている情報開示の適正性・迅速性を確保する。
- ⑨ 取締役は、当社および子会社の経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑩ 取締役の職務執行に対し、監査役が監査役会の定めた「監査役監査基準」に基づき監査する体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書取扱規則」および「情報セキュリティ管理規則」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款ならびに「取締役会規則」が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。なお、取締役会付議事項中、事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、役付執行役員で構成する経営会議において審議する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「執行体制規則」において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、「取締役会規則」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 取締役会は、中長期経営計画・単年度経営計画や事業戦略の策定、それに基づく主要経営目標の設定、および進捗についての定期的な検証を行うことにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社および子会社のリスク管理を推進するために「リスク管理方針」を定めると共に、リスク管理委員会およびリスク管理部門を設置する。また、当社および子会社の業務執行に係る「重要リスク」を特定し、毎年見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議もしくは取締役会に付議する。デリバティブ取引については、「市場リスク管理規則」に基づき実施する。
- ③ 非常災害、製造供給支障、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、「非常事態対策規則」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 部門、子会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とする。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① 当社および子会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を支援するためにコンプライアンス部を設置する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての当社および子会社全体の相談窓口として、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置する。
- ② 総務部に法務部門を設置し、独占禁止法の遵守、業法および供給約款等の遵守徹底等を図る体制を充実する。
- ③ 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
- ④ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規則」に従い当社および子会社における会計、業務、コンプライアンス、情報システムならびにリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を経営会議および監査役に報告する。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に対し、「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則の制定を求める。また、子会社取締役および子会社監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ② 「子会社管理規則」を定め、取締役が子会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通して子会社の管理を行う体制とする。また、子会社の事業運営に関する権限の一部を留保する。
- ③ 子会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、コンプライアンス部等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、子会社取締役および子会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
- ④ 取締役が、子会社において、法令・定款違反その他コンプライアンスに関わる重要な事項を発見した場合には、遅滞なく経営会議および監査役に報告する。
- ⑤ 監査役が、子会社監査役および監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施できる体制とする。監査の結果、当社および子会社全体の業務の適正性を確保する上で問題があると認めるときは、監査役が取締役に対してその改善を求めることができる体制とする。
- ⑥ 監査部が、監査役および子会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な子会社監査を実施し、監査結果を経営会議、監査役、当該子会社の取締役および監査役に報告する体制とする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役を補佐するため、業務執行から独立し、専任者からなる監査役室を設置する。
- ② 監査役室長およびその他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役が、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
- ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
- ③ 監査役が、会計監査人、子会社監査役および監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。

Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を12回開催し、重要事項につき審議・決定したほか、主要な政策を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。取締役会は、「財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価に関する規則」に基づき、会計監査人の外部評価・報告を受け、財務報告の信頼性を確認しました。

以上の取締役の職務執行につき、監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し監査いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は取締役会議事録等を適正に作成・管理しており、取締役等から要請がある場合は閲覧できるよう保管しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を12回開催し、組織および人事や、決算等に関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。その他経営に係る重要事項については、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員で構成する経営会議を当期は53回開催し、審議を行いました。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「重要リスク」を毎年見直し、リスク管理委員会およびリスク管理部門でリスク管理の状況把握および対応策の検討を行っております。

大規模な災害、事故、不測の事態に対しては、「非常事態対策規則」に従って体制を整備しており、当期は、9件の対応を行いました。

(5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

当社および子会社全体の相談窓口として「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を設置し、社内イントラネット等において内部通報窓口の周知とともに、内部通報者の不利益扱いの禁止等の利用ルールを周知しております。

監査部は39名を擁しており、コンプライアンスのほか、業務の有効性や効率性、情報セキュリティ等につき、各部門および子会社を監査し、必要に応じて改善提言を行っております。また、監査結果は経営会議および監査役に適宜報告しています。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は「子会社管理規則」に基づき、子会社から決算に関わる計算書類等の重要事項の報告を受け、または事前承認を行いました。また、当期は、監査部が主要な子会社7社に対して内部監査を実施いたしました。

各子会社は、「コンプライアンス相談窓口運用規則」に基づき、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」を活用しております。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室に5名を配置し、監査役の業務が円滑に遂行できる体制にしております。監査役室長その他の使用人の人事関連事項の決定については、監査役の同意を得て行っております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、監査役職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人から報告を受けております。

監査役は、取締役会のほか経営会議、経営倫理委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、内部統制システムの構築・運用状況を確認しております。

監査役は、監査部、会計監査人、子会社監査役と定期的に情報・意見交換すること等により、監査の実効性を高めております。当期は、監査部と4回、会計監査人と10回、子会社監査役と3回の情報・意見交換をしております。

連結株主資本等変動計算書

2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	141,844	2,067	967,718	△3,875	1,107,754
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△26,460		△26,460
親会社株主に帰属する当期純利益			49,505		49,505
自己株式の取得				△32	△32
自己株式の処分				1	1
自己株式の消却					-
連結子会社増加に伴う変動額					-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△921			△921
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	/	/	/	/	/
当 期 変 動 額 合 計	-	△921	23,044	△31	22,091
当 期 末 残 高	141,844	1,145	990,762	△3,907	1,129,845

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 ヘ ッ 損	延 ジ 益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額		
当 期 首 残 高	15,843	1,444	22,412	292	39,992	11,391	1,159,138
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	/	/	/	/	/	/	△26,460
親会社株主に帰属する当期純利益	/	/	/	/	/	/	49,505
自己株式の取得	/	/	/	/	/	/	△32
自己株式の処分	/	/	/	/	/	/	1
自己株式の消却	/	/	/	/	/	/	-
連結子会社増加に伴う変動額	/	/	/	/	/	/	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	/	/	/	/	/	/	△921
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,146	△12,684	△18,089	7,602	△16,024	13,065	△2,958
当 期 変 動 額 合 計	7,146	△12,684	△18,089	7,602	△16,024	13,065	19,132
当 期 末 残 高	22,990	△11,240	4,322	7,895	23,968	24,457	1,178,271

連結注記表

東京瓦斯株式会社

2020年 4月 1日から

2021年 3月31日まで

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数等

連結子会社の数 107社

主要な連結子会社の名称 TOKYO GAS AUSTRALIA PTY LTD、Tokyo Gas America Ltd.、TOKYO GAS ASIA PTE.LTD.、東京ガス不動産㈱、東京ガスエンジニアリングソリューションズ㈱、Tokyo Gas International Holdings B.V.、(株)扇島パワー、長野都市ガス㈱、東京エルエヌジータンカー㈱、東京ガスエネルギー㈱、(株)キャプティ、東京ガスケミカル㈱、東京ガスリース㈱、東京ガスi ネット㈱、ティージェイプラス㈱及び(株)ニジオ

(2) 非連結子会社の数等

非連結子会社の数 8社

主要な非連結子会社の名称 新居浜LNG㈱、晴海エコエネルギー㈱

非連結子会社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数等

持分法を適用した非連結子会社の数 0社

持分法を適用した関連会社の数 15社

持分法を適用した主要な会社等の名称

TOKYO TIMOR SEA RESOURCES INC.、GAS MALAYSIA BERHAD、Birdsboro Power Holdings II, LLC、芝パーク特定目的会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称等

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

アークヒルズ熱供給㈱

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の合計額からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券については、次のとおりであります。

満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）。

その他有価証券で時価のないものの評価は、移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価は、時価法によっております。

- ③たな卸資産（製品・原料・貯蔵品）の評価は、主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。
なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ②無形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づく定額法を採用しております。
また、探鉱・開発において資産として認識された支出については、主として生産高比例法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- ③保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。
- ④器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。
- ⑤ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。
- (4) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
- ①ガス売上及び託送供給収益に係る収益認識の基準
売上高に含まれるガス売上及び託送供給収益は、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づいて認識しております。
- ②電力販売収益に係る収益認識の基準
売上高に含まれる電力販売収益は、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家の電力使用量に基づいて認識しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ①消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ②のれんの償却の方法及び期間
発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。
- ③退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当期末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。
数理計算上の差異は、主として発生の翌期に一括費用計上しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期まで

の期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 海外子会社における固定資産の減損および投資有価証券の評価

①当期の連結計算書類に計上した金額

299,640百万円（固定資産及び投資有価証券の減損後帳簿価額）

②その他の情報

(イ) 算出方法

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされています。海外子会社における資産のグルーピングは、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してプロジェクト（以下、PJという）の単位で行っております。そして、減損の兆候が生じている資産又は資産グループについて、回収可能性を検討し、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、回収可能価額まで減損処理をしております。

海外子会社が有する投資有価証券は、関連会社への出資を通して事業参画しており、その多くは市場価格のない株式で、持分法を適用しております。参画時の将来計画と比べて実績が下方に乖離している等、減損の兆候が生じている株式は、将来キャッシュ・フローの見積りに基づく企業価値から投資有価証券を時価評価し、回復可能性があるかと判断された銘柄を除き、実質価額まで減損処理をしております。

(ロ) 主要な仮定

海外事業における減損損失を認識するかどうかの判定及び正味売却価額、使用価値、公正価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、各PJの経営環境などの外部要因に関する情報や各PJが用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮し見積っております。当該見積りには、売上高に影響する販売量、原油価格、ガス価格、為替レート、埋蔵量予測等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通し（上流資源の開発・生産計画や各種設備投資等含む）を用いております。

また、各PJの適用する割引率については、それぞれの国・地域のリスクフリーレートや類似企業の株式のリスク倍率（ β ）、マーケットリスク等を踏まえ、個別に設定した割引率で将来価値を評価しております。長期の将来キャッシュ・フローは、上記数値を基礎に、それぞれの国・地域のインフレ率の見込み等の仮定をおいて見積っております。

上記のうち、特に重要な仮定は、原油価格、ガス価格、為替レートの将来見通し、及び割引率であります。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

期末日時点の最新の原油価格等の将来見通しの情報を基に当期の減損損失を計上しておりますが、今後の経済情勢の変化によって将来見通しがさらに悪化した場合など、前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、将来キャッシュ・フローに基づく回収可能価額が減少し、減損損失を追加で計上する可能性があります。

(2) たな卸資産（原料）の評価

①当期の連結計算書類に計上した金額 30,673百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

原材料及び貯蔵品に含まれる原料については取得価額により計上しております

す。原料調達契約には一定の期間ごとに価格を改定することが定められているものがありますが、価格改定時期を迎えても価格合意に至らず、売主と暫定的に合意した仮価格で取引したものを取得価額としているものがあります。

(ロ) 主要な仮定

上記の仮価格で取引している原料については、合意価格を見積もることが困難なため、仮価格を最新の合意価格の見積りとして計上しております。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

仮価格で取引している原料調達契約につき価格合意に至った場合には、仮価格との差額が生じる可能性があり、その場合には合意内容に基づいて売上原価およびたな卸資産（原材料及び貯蔵品）の計上額に影響が生じることになります。

(3) 退職給付に係る負債の算定

①当期の連結計算書類に計上した金額 58,416百万円

②その他の情報

(イ) 算出方法

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。確定給付制度の退職給付に係る負債及び関連する勤務費用は、数理計算上の仮定を用いて退職給付見込額を見積り、割り引くことにより算定しています。

(ロ) 主要な仮定

退職給付債務の算定に用いる数理計算上の仮定には、割引率、期待運用収益率等の様々な計算基礎があります。なお、当期末の退職給付に係る負債の算定に用いた主要な数理計算上の仮定は、割引率は主として0.3%、期待運用収益率は主として2.0%であります。

(ハ) 翌期の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌期以降の連結計算書類において認識する退職給付に係る負債及び退職給付費用の金額に重要な影響を与える可能性があります。

退職給付に係る負債の算定において、主要な仮定の変化が当期末の退職給付に係る負債に与える感応度は以下のとおりです。マイナス（△）は退職給付に係る負債の減少を、プラスは退職給付に係る負債の増加を表しております。感応度分析は主たる計上会社である東京ガス株式会社の退職給付引当金について、分析の対象となる数理計算上の仮定以外のすべての数理計算上の仮定が一定であることを前提としております。

当期末（2021年3月31日）

	数理計算上の仮定の変化	退職給付に係る負債への影響額
割引率	0.1%の減少	+3,683百万円
	0.1%の増加	△3,598百万円
期待運用収益率	0.1%の減少	+264百万円
	0.1%の増加	△264百万円

5. 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用

2020年3月31日に「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）が公表されました。

当期末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産

(1) 資産の内容及びその金額

その他の設備	53,156百万円
建設仮勘定	40,832百万円
その他無形固定資産	128,349百万円
投資有価証券	13,761百万円
長期貸付金	23,404百万円
繰延税金資産	2,429百万円
その他投資	13,850百万円
現金及び預金	9,663百万円
受取手形及び売掛金	336百万円
有価証券	10百万円
原材料及び貯蔵品	358百万円
その他流動資産	9,843百万円

(2) 担保に係る債務の金額

長期借入金	64,618百万円
1年内返済予定の長期借入金	44,477百万円
その他流動負債	48百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,243,794百万円

3. 保証債務等

(1) 保証債務

21,895百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当期末発行済株式数 442,436,059株
2. 配当に関する事項
 - (1) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項
 - ①2020年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額 13,230百万円
 - (ロ) 1株当たり配当額 30円00銭
 - (ハ) 基準日 2020年3月31日
 - (ニ) 効力発生日 2020年6月29日
 - ②2020年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額 13,230百万円
 - (ロ) 1株当たり配当額 30円00銭
 - (ハ) 基準日 2020年9月30日
 - (ニ) 効力発生日 2020年11月27日
 - (2) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2021年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり提案しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項
 - (イ) 配当金の総額 13,229百万円
 - (ロ) 配当の原資 利益剰余金
 - (ハ) 1株当たり配当額 30円00銭
 - (ニ) 基準日 2021年3月31日
 - (ホ) 効力発生日 2021年6月30日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、社債の発行や銀行等の金融機関からの借入により資金を調達しております。
受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループ各社ごとの与信管理方針に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
社債及び借入金の使途は主として設備投資資金（長期）及び運転資金（短期）であります。
デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクに対する金利スワップ取引、外貨建債権債務や外貨建予定取引の為替変動リスクに対する為替予約取引等を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実施計画を作成し、決裁を経た上で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券等	64,901	80,378	15,477
(2) 現金及び預金	157,881	157,881	—
(3) 受取手形及び売掛金	218,985	218,985	—
(4) 社債(*2)	(494,998)	(520,681)	△25,683
(5) 長期借入金(*2)	(547,562)	(571,926)	△24,364
(6) デリバティブ取引	△13,595	△13,595	—

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しております。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(*2) (4) 社債及び(5) 長期借入金には、1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(2) 現金及び預金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当社グループ社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。当社グループの変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2) 子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額86,886百万円)並びに非上場株式等(連結貸借対照表計上額80,204百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(1) 投資有価証券等」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（開発中の土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時	価
166,078	577,386	

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)当期末の時価は、主として不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

【一株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 一株当たり純資産額 | 2,616円37銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 112円26銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

1. 自己株式の取得

当社は、2021年4月28日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 170万株（上限；発行済株式総数に対する割合 0.4%）
- ・株式の取得価額の総額 3,300百万円（上限とします）
- ・取得する期間 2021年5月6日から2021年9月30日まで

2. 東京ガスネットワーク株式会社への会社分割（吸収分割）

当社は、2021年4月28日、取締役会決議により、当社が営むガス導管事業等を会社分割の方法によって2022年4月1日（予定）に東京ガスネットワーク株式会社に承継させることとし、同社との間で吸収分割契約を締結しました（以下、「本会社分割」）。

本会社分割の効力発生については、2021年6月29日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、および関係官庁から事業の遂行に必要な承認が得られることが条件となります。

(1) 本会社分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されます。

当社は、この法の要請に応えるため、2021年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結いたしました。

(2) 本会社分割の要旨

①本会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会（当社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結	取締役決定（承継会社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結		2021年4月28日
吸収分割契約の承認	定時株主総会（当社）	2021年6月29日（予定）
吸収分割契約の承認	臨時株主総会（承継会社）	2021年6月29日（予定）
吸収分割契約効力発生日		2022年4月1日（予定）

②本会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割です。

③本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、承継会社である東京ガスネットワーク株式会社は、普通株式1,263万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。

④本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

⑤本会社分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はありません。

⑥承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2021年4月28日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営むガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本会社分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継いたしません。

⑦債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

(3) 分割する事業部門の概要

①分割する部門の事業内容

ガス導管事業及びこれに附帯する事業

②分割する部門の経営成績（2021年3月期実績）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
ガス導管事業及び これに附帯する事業	83,678百万円	1,612,911百万円	5.2%

(注) 外部売上高を記載しております。

③分割する資産、負債の項目及び金額（2021年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	641,808百万円	固定負債	3,132百万円
流動資産	41,477百万円	流動負債	48,625百万円
合計	683,285百万円	合計	51,757百万円

(注) 上記の金額は、2021年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

(4) 本会社分割後の当社の状況（2022年4月1日現在（予定））

(1) 商号	東京瓦斯株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 内田 高史
(4) 事業内容	ガス製造事業、ガス小売事業 等
(5) 資本金	141,844百万円
(6) 決算期	3月31日

(5) 本会社分割後の承継会社の状況（2022年4月1日現在（予定））

(1) 商号	東京ガスネットワーク株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野畑 邦夫
(4) 事業内容	ガス導管事業 等
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 決算期	3月31日

【その他の注記】

1. 特別利益関係

負ののれん発生益は、主として当社の子会社であるTG East Texas Resources LLCが現金を対価としてTG Natural Resources LLC株式を取得した際に、取得対価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を計上したものです。

2. 特別損失関係

当期において、当社グループは、主として以下の資産グループについて減損損失及び投資有価証券評価損を計上しました。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
豪州クイーンズランド州スラット盆地 他	非在来型天然ガス事業	有形固定資産 (その他の設備・建設仮勘定)	8,169
米国テキサス州東テキサス	シェール開発事業・ タイトサンド開発事業	投資その他の資産 (投資有価証券)	4,454
米国テキサス州パーネット堆積盆	シェール開発事業	無形固定資産 (その他無形固定資産)	1,257

当社グループでは、減損損失の算定に当たって、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

豪州クイーンズランド州スラット盆地他における生産・液化設備については、原油価格の下落の影響等を踏まえ事業価値の再評価を行い、帳簿価額を使用価値まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

米国テキサス州東テキサスにおけるタイトサンド・シェールガス開発事業への投資については、北米ガス価格の低迷・原油価格の下落の影響等を踏まえ事業価値の再評価を行い、帳簿価額を公正価値まで減額し、当該減少額を投資有価証券評価損として特別損失に計上しております。

なお、使用価値及び公正価値の測定にあたっては、将来キャッシュ・フローの総額を主として6.8%から10.5%で割り引くことで算定しております。

また、米国テキサス州パーネット堆積盆における鉱区については、事業を取り巻く環境の変化を踏まえ事業価値の再評価を行い、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、正味売却価額の測定にあたっては、売却見込額を基にして算定しております。

3. 減価償却関係

当社グループは、無形固定資産として新たに構築した大規模な基幹システム55,035百万円を取得いたしました。耐用年数は、利用可能期間を見積もった結果、10年としております。

4. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を、当期末から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで

東京瓦斯株式会社
(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資 本 金 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	固定資産 圧縮積立金	海外投資等 損失準備金	原価変動 調整積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	141,844	2,065	2,065	35,454	6,013	4,393	141,000	339,000	146,578	672,439
当期変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩					△396				396	
海外投資等損失 準備金の取崩						△1,924			1,924	
剰余金の配当									△26,460	△26,460
当期純利益									42,516	42,516
自己株式の取得										
自己株式の処分										
自己株式の消却										
会社分割による減少									△36,129	△36,129
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△396	△1,924	-	-	△17,752	△20,073
当期末残高	141,844	2,065	2,065	35,454	5,616	2,469	141,000	339,000	128,825	652,365

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△3,875	812,473	15,287	△9,327	5,959	818,433
当期変動額						
固定資産圧縮 積立金の取崩						-
海外投資等損失 準備金の取崩						-
剰余金の配当		△26,460				△26,460
当期純利益		42,516				42,516
自己株式の取得	△32	△32				△32
自己株式の処分	1	1				1
自己株式の消却						-
会社分割による減少		△36,129				△36,129
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			7,121	△449	6,672	6,672
当期変動額合計	△31	△20,105	7,121	△449	6,672	△13,433
当期末残高	△3,907	792,368	22,408	△9,777	12,631	805,000

個別注記表

東京瓦斯株式会社

2020年 4月 1日から

2021年 3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券については次のとおりであります。

子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券で時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)。

その他有価証券で時価のないものの評価は移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブの評価は、時価法によっております。

③たな卸資産(製品・原料・貯蔵品)の評価は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産の減価償却の方法は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5～10年)に基づく定額法を採用しております。のれんは20年で均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる金額を計上しております。数理計算上の差異は、発生の翌期に一括費用計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ガスホルダー修繕引当金は、球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

④保安対策引当金は、ガス消費先の保安の確保に要する費用の支出に備えるための引当金であり、空気抜き孔付き機器接続ガス栓において空気抜き孔の無いガス栓に交換する作業等に要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を個別に計上しております。

⑤器具保証引当金は、販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

⑥ポイント引当金は、ポイントサービスの利用による費用の支出に備えるため、当期末後に要する費用の見積額を計上しております。

- (4) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
- ① ガス売上及び託送供給収益に係る収益認識の基準
ガス売上及び託送供給収益は、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家のガス使用量に基づいて認識しております。
 - ② 電力販売収益に係る収益認識の基準
附帯事業収益に含まれる電力販売収益は、定例的に実施する計量器の検針により測定した需要家の電力使用量に基づいて認識しております。
- (5) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社投資（株式）の評価

① 当期の計算書類に計上した金額

関係会社投資（株式）458,849百万円

雑支出（関係会社株式評価損）199百万円

② その他の情報

(イ) 算出方法

上記資産のうち、実質価額が投資額に対して著しく低下している場合には、回復可能性があるかと判断された銘柄を除き、実質価額まで評価損を計上しております。

(ロ) 主要な仮定

実質価額が投資額に対して著しく低下している関係会社投資（株式）の回復可能性の有無は、各関係会社の経営環境などの外部要因に関する情報や各関係会社が用いている内部の情報（事業計画、予算など）を使用し、判断しております。当該判断には、売上高に影響する販売量、市場価格等の将来見通し、需給予測を踏まえた市場の動向及び直近実績を反映した各種コストの見通しを用いております。

(ハ) 翌期の計算書類に与える影響

上記の判断は合理的なものであると認識しておりますが、予測不能な前提条件の変化などにより見通しが変化した場合には、評価損が発生する可能性があります。

(2) たな卸資産（原料）の評価

① 当期の計算書類に計上した金額 27,670百万円

② その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載の通りであります。

(3) 退職給付引当金の算定

① 当期の計算書類に計上した金額 61,576百万円

② その他の情報

(イ) 算出方法 (ロ) 主要な仮定 (ハ) 翌期の計算書類に与える影響については、連結計算書類に記載の通りであります。

3. 表示方法の変更に関する注記

会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用

2020年3月31日に「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）が公表されました。

当期末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資有価証券	544百万円	
関係会社投資	8,274百万円	
長期貸付金	23百万円	
(担保に係る債務の金額)	—) (当社が出資する会社等の借入金の担保に供しております。)

(2) 減価償却累計額

有形固定資産	3,467,733百万円
無形固定資産	47,835百万円

(3) 保証債務等

保証債務	70,899百万円
------	-----------

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	254,039百万円
仕入高	466,026百万円
営業取引以外の取引高	8,417百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末自己株式数	1,437,924株
----------	------------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	退職給付引当金
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
Tokyo Gas America Ltd.	所有 直接100.0	子会社	増資の引受 (注1)	48,620	—	—
TOKYO GAS PLUTO PTY LTD	所有 間接100.0	子会社	金融機関借入に対する債務保証(注2)	16,629	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)当社がTokyo Gas America Ltd.の実施した増資を1株につきUSD1,000で引き受けたものであります。

(注2)プロジェクトの計画を十分考慮し、総合的に決定しております。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,825円41銭
一株当たり当期純利益	96円41銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の取得

当社は、2021年4月28日に開催した取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しました。

自己株式取得の内容は次のとおりであります。

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 170万株（上限；発行済株式総数に対する割合 0.4%）
- ・株式の取得価額の総額 3,300百万円（上限とします）
- ・取得する期間 2021年5月6日から2021年9月30日まで

(2) 東京ガスネットワーク株式会社への会社分割（吸収分割）

当社は、2021年4月28日、取締役会決議により、当社が営むガス導管事業等を会社分割の方法によって2022年4月1日（予定）に東京ガスネットワーク株式会社に承継させることとし、同社との間で吸収分割契約を締結しました（以下、「本会社分割」）。

本会社分割の効力発生については、2021年6月29日開催予定の当社定時株主総会において関連議案が承認可決されること、および関係官庁から事業の遂行に必要な承認が得られることが条件となります。

①本会社分割の背景・目的

2015年6月改正のガス事業法に基づき、ガス導管事業の一層の中立性確保のため、特別一般ガス導管事業者である当社は、2022年4月よりガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業が禁止されます。

当社は、この法の要請に定めるため、2021年4月1日に当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を分割準備会社として設立し、2022年4月1日を効力発生日として当社のガス導管事業等を同社に承継させる吸収分割契約を同社と締結いたしました。

②本会社分割の要旨

- ・本会社分割の日程

吸収分割契約の締結	取締役会（当社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結	取締役決定（承継会社）	2021年4月28日
吸収分割契約の締結		2021年4月28日
吸収分割契約の承認	定時株主総会（当社）	2021年6月29日（予定）
吸収分割契約の承認	臨時株主総会（承継会社）	2021年6月29日（予定）
吸収分割契約効力発生日		2022年4月1日（予定）
- ・本会社分割の方式
当社を分割会社とし、当社の100%子会社である東京ガスネットワーク株式会社を承継会社とする吸収分割です。
- ・本会社分割に係る割当ての内容
本会社分割に際し、承継会社である東京ガスネットワーク株式会社は、普通株式1,263万株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付します。
- ・本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
当社は新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。
- ・本会社分割により増減する資本金
当社の資本金に変更はありません。
- ・承継会社が承継する権利義務
承継会社は、当社との間で締結した2021年4月28日付の吸収分割契約の定めに従

い、当社が営むガス導管事業及びこれに附帯する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。

なお、本会社分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとします。

また、当社の既存の公募社債に係る債務等については、承継会社へ承継いたしません。

・債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、現在のところ本会社分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務履行の見込みについては、問題ないと判断しております。

③分割する事業部門の概要

・分割する部門の事業内容

ガス導管事業及びこれに附帯する事業

・分割する部門の経営成績（2021年3月期実績）

分割する部門の事業内容	分割対象事業の売上高 (a)	当社単体の売上高 (b)	比率 (a/b)
ガス導管事業及びこれに附帯する事業	83,678百万円	1,612,911百万円	5.2%

(注) 外部売上高を記載しております。

・分割する資産、負債の項目及び金額（2021年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	641,808百万円	固定負債	3,132百万円
流動資産	41,477百万円	流動負債	48,625百万円
合計	683,285百万円	合計	51,757百万円

(注) 上記の金額は、2021年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日前日までの増減を加除した数値となります。

④本会社分割後の当社の状況（2022年4月1日現在（予定））

(1) 商号	東京瓦斯株式会社
(2) 所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 内田 高史
(4) 事業内容	ガス製造事業、ガス小売事業 等
(5) 資本金	141,844百万円
(6) 決算期	3月31日

⑤ 本会社分割後の承継会社の状況（2022年4月1日現在（予定））

（1）商号	東京ガスネットワーク株式会社
（2）所在地	東京都港区海岸一丁目5番20号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 野畑 邦夫
（4）事業内容	ガス導管事業 等
（5）資本金	10,000百万円
（6）決算期	3月31日

11. その他の注記

(1) 減価償却関係

当社は、無形固定資産として新たに構築した大規模な基幹システム57,578百万円を取得いたしました。耐用年数は、利用可能期間を見積もった結果、10年としております。

(2) 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当期末から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を開示しております。

(3) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。